

ポスターセッション

栃木県 那須烏山市1

<p>「那須烏山市・1万世帯節電キャンペーン」実施要領</p> <p>平成23年7月1日 那須烏山市環境課</p> <p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 那須烏山市節電対策基本方針(平成23.6.23策定)に基づき、電力需要のピークを迎える今年度夏場を乗り切るため、市民が楽しく、積極的に参加できる家庭での節電に向けた取り組みの推進を図る。 併せて、福島第1原発事故による地元農産物への風評問題を解消し、地産地消による地域の活性化、市内農産物直売所の自立化など、1石3鳥の成果を目指した取り組みとする。 <p>2 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 那須烏山市・1万世帯節電キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）は、各家庭における対前年比15%以上の削減を達成した世帯に対し、市内農産物直売所で利用できるお買い物券（以下「お買い物券」という。）を贈呈する。お買い物券は、取り組み1ヶ月当り500円とする。 節電達成の上位者については、その取り組み内容を市広報紙等に掲載し、市民の更なる節電に向けた啓発を図る。 <p>3 参加資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 那須烏山市内在住（別荘は除く）する市民を対象とする。但し、参加できる者は、世帯につき1人とする。 <p>4 實施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月～9月分（東京電力から毎月の検針時に発行される「電気ご使用量のお知らせ」に記載の年月分）までとする。 <p>5 実施方法</p> <p>(1) お買い物券の運用</p> <p>①節電達成の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 各月分ごとに節電目標を達成した世帯（以下「申請者」という。）は、翌月1日～15日までに申請（7月分であれば8月15日まで）することができる。申請期限は、平成23年10月末日までとする。 申請者は、応募用紙に必要事項を記入のうえ「電気ご使用量のお知らせ（原本）」を持参するほか、郵送により申請することができる。 郵送による申請の場合、あて先を明記した返信用封筒（切手付）を同封していただくものとする。 <p>②節電達成の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、申請者からの申請があった場合は、速やかに削減率の確認を行う。 確認後は、「電気ご使用量のお知らせ（原本）」に環境課受印を押印の上、申請者に返送する。 受付は市環境課（烏山町舎）とし、土日祝祭日を除く平日の午前9時～午後5時とする。 <p>③削減率の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 各月ごとの実使用量を1日平均使用量に換算し、前年における同月分の1日平均利用料量と比較する。 削減率（%）は、少數点以下切捨とする。 <p>④お買い物券の贈呈</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、節電目標を達成した世帯に対し、お買い物券を贈呈する。 お買い物券を利用できる農産物直売所は下表のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>直売所名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No1 曲畑ふれあい広場</td> <td>那須烏山市曲畑589</td> </tr> <tr> <td>No2 高麗農産物直売所</td> <td>那須烏山市高瀬273</td> </tr> <tr> <td>No3 ハーブ野菜直売所</td> <td>那須烏山市八ヶ代273</td> </tr> <tr> <td>No4 福島農産物直売所</td> <td>那須烏山市福岡356-1</td> </tr> <tr> <td>No5 舞野農産物直売所</td> <td>那須烏山市舞野119-3</td> </tr> <tr> <td>No6 よしとた野菜直売所</td> <td>那須烏山市初音7-5</td> </tr> <tr> <td>No7 大柄ふるさと市場</td> <td>那須烏山市大柄1458-1</td> </tr> <tr> <td>No8 農産物こぶしつ子</td> <td>那須烏山市小倉1210-4</td> </tr> <tr> <td>No9 ふじたの体験むら</td> <td>那須烏山市藤田1060-4</td> </tr> <tr> <td>No10 いらほんの店</td> <td>那須烏山市南大和久1145-11</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤お買い物券の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> お買い物の利用に際し、1枚につき500円以下の買い物の場合は、つり銭は出ないものとする。 お買い物券の有効期限は平成23年12月末日までとし、有効期限を過ぎたものは無効扱いとする。 <p>⑥利用分の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、農産物直売所からの請求に基づき、利用分の支払いを行う。 <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り組みへの参加は1ヶ月分だけでも可能とする。また、2ヶ月分、3ヶ月分を一度に提出することも可能とする。 <p>(2) キャンペーンに関する周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> キャンペーンの実施について、市広報紙やホームページ、ときめテレビデータ放送等を活用し、広く市民に対し周知・広報のうえ参加協力を促す。 節電の上位者の取り組み内容について、市広報紙等を通じ公表を行い、市民の更なる節電に向けた啓発を図る。 <p>⑧上位者の選定基準については、別途定めるものとする。</p> <p>6 事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> キャンペーンの事務局は市環境課とし、関係各課との連携のもとキャンペーンに関する全ての事務を行う。 <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> この要領に定めるものの他、必要な事項は別に市長が定める。 	直売所名	住所	No1 曲畑ふれあい広場	那須烏山市曲畑589	No2 高麗農産物直売所	那須烏山市高瀬273	No3 ハーブ野菜直売所	那須烏山市八ヶ代273	No4 福島農産物直売所	那須烏山市福岡356-1	No5 舞野農産物直売所	那須烏山市舞野119-3	No6 よしとた野菜直売所	那須烏山市初音7-5	No7 大柄ふるさと市場	那須烏山市大柄1458-1	No8 農産物こぶしつ子	那須烏山市小倉1210-4	No9 ふじたの体験むら	那須烏山市藤田1060-4	No10 いらほんの店	那須烏山市南大和久1145-11	<p>⑨削減率の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 各月ごとの実使用量を1日平均使用量に換算し、前年における同月分の1日平均利用料量と比較する。 削減率（%）は、少數点以下切捨とする。 <p>⑩お買い物券の贈呈</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、節電目標を達成した世帯に対し、お買い物券を贈呈する。 お買い物券を利用できる農産物直売所は下表のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>直売所名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No1 曲畑ふれあい広場</td> <td>那須烏山市曲畑589</td> </tr> <tr> <td>No2 高麗農産物直売所</td> <td>那須烏山市高瀬273</td> </tr> <tr> <td>No3 ハーブ野菜直売所</td> <td>那須烏山市八ヶ代273</td> </tr> <tr> <td>No4 福島農産物直売所</td> <td>那須烏山市福岡356-1</td> </tr> <tr> <td>No5 舞野農産物直売所</td> <td>那須烏山市舞野119-3</td> </tr> <tr> <td>No6 よしとた野菜直売所</td> <td>那須烏山市初音7-5</td> </tr> <tr> <td>No7 大柄ふるさと市場</td> <td>那須烏山市大柄1458-1</td> </tr> <tr> <td>No8 農産物こぶしつ子</td> <td>那須烏山市小倉1210-4</td> </tr> <tr> <td>No9 ふじたの体験むら</td> <td>那須烏山市藤田1060-4</td> </tr> <tr> <td>No10 いらほんの店</td> <td>那須烏山市南大和久1145-11</td> </tr> </tbody> </table>	直売所名	住所	No1 曲畑ふれあい広場	那須烏山市曲畑589	No2 高麗農産物直売所	那須烏山市高瀬273	No3 ハーブ野菜直売所	那須烏山市八ヶ代273	No4 福島農産物直売所	那須烏山市福岡356-1	No5 舞野農産物直売所	那須烏山市舞野119-3	No6 よしとた野菜直売所	那須烏山市初音7-5	No7 大柄ふるさと市場	那須烏山市大柄1458-1	No8 農産物こぶしつ子	那須烏山市小倉1210-4	No9 ふじたの体験むら	那須烏山市藤田1060-4	No10 いらほんの店	那須烏山市南大和久1145-11
直売所名	住所																																												
No1 曲畑ふれあい広場	那須烏山市曲畑589																																												
No2 高麗農産物直売所	那須烏山市高瀬273																																												
No3 ハーブ野菜直売所	那須烏山市八ヶ代273																																												
No4 福島農産物直売所	那須烏山市福岡356-1																																												
No5 舞野農産物直売所	那須烏山市舞野119-3																																												
No6 よしとた野菜直売所	那須烏山市初音7-5																																												
No7 大柄ふるさと市場	那須烏山市大柄1458-1																																												
No8 農産物こぶしつ子	那須烏山市小倉1210-4																																												
No9 ふじたの体験むら	那須烏山市藤田1060-4																																												
No10 いらほんの店	那須烏山市南大和久1145-11																																												
直売所名	住所																																												
No1 曲畑ふれあい広場	那須烏山市曲畑589																																												
No2 高麗農産物直売所	那須烏山市高瀬273																																												
No3 ハーブ野菜直売所	那須烏山市八ヶ代273																																												
No4 福島農産物直売所	那須烏山市福岡356-1																																												
No5 舞野農産物直売所	那須烏山市舞野119-3																																												
No6 よしとた野菜直売所	那須烏山市初音7-5																																												
No7 大柄ふるさと市場	那須烏山市大柄1458-1																																												
No8 農産物こぶしつ子	那須烏山市小倉1210-4																																												
No9 ふじたの体験むら	那須烏山市藤田1060-4																																												
No10 いらほんの店	那須烏山市南大和久1145-11																																												

那須烏山市・1万世帯節電キャンペーン実績一覧表(10月25日現在)								
総申請世帯数	275世帯							
総申請件数	580件							
1ヶ月平均削減量	153.22 kwh							
1ヶ月平均削減率	28.94 %							
工夫したベスト3								
エアコンの使用制限、温度設定、扇風機利用及び外気の活用を含む								
本体の主電源を切る又は使わない機器は電源プラグを抜く								
不用な照明は消し、必要最小限に								
※40%以上達成者は、加えて、省エネ家電への買い替えや太陽光発電設備の導入がありました。								
達成世帯の感想ベスト3								
やれば出来る								
これからも続けて行きたい								
今までの、無駄使いに気づいた								
△区分1:可燃性の施設に取り組む施設	施設名	7月(件)	8月(件)	9月(件)	合計(件)	備考	備考	
15%以上19%以下	鳥山疗养院	16,285	22,668	26,071	68,324			
	増減率	-4.1%	-32.4%	-38.8%	-38.3%			
	20%以上24%以下	那須烏山市環境課	15,604	15,332	15,968	46,864	16,255	
		増減率	-2.2%	-2.1%	-4.2%	-3.5%		
25%以上29%以下		那須烏山市	14,863	21,384	21,998	58,245	21,096	
		増減率	-2.3%	-27.4%	-2.4%	-3.3%		
	30%以上34%以下	那須烏山市	11,530	12,286	12,756	36,572	14,026	
		増減率	-22.4%	-5.4%	-4.2%	-3.3%		
35%以上39%以下		保健福祉センター	14,040	20,448	26,248	60,736	22,933	大きな電力削減率ではなないが、多くの電力削減率を実現したエアコンであるため、日々のサービス等が開催
		増減率	-13.8%	-11.4%	-28.7%	-29.3%		
	40%以上44%以下	水道庁舎	13,861	17,897	18,195	49,953	17,139	日中はサービス等が開催
		増減率	-13.9%	-11.4%	-2.8%	-2.8%		
45%以上		那須烏山市	1,807	2,285	3,110	7,202	4,277	
		増減率	-2.2%	-21.8%	-30.3%	-37.9%		
	合計	鳥山疗养院	49,847	66,533	76,293	192,672	57,544	
		増減率	-12.0%	-29.4%	-38.5%	-35.2%		
△区分2:可燃性の施設に取り組む施設		施設名	7月(件)	8月(件)	9月(件)	合計(件)	備考	備考
学校		鳥山疗养院	61,274	83,029	72,966	217,269	68,842	ハイマークラブ、鳥・馬・鳥中給食共同理場含む
	増減率	-8.9%	-19.5%	-27.1%	-20.5%			
	保育園、幼稚園、こども館	那須烏山市	15,810	21,751	29,750	63,311	29,436	
		増減率	-23.6%	-27.4%	-27.4%	-27.4%		
生涯学習施設		那須烏山市	38,955	45,830	54,083	138,868	49,831	
		増減率	-20.2%	-11.9%	-25.7%	-25.0%		
	観光施設	那須烏山市	13,221	20,172	24,001	57,394	19,129	
		増減率	-14.1%	-24.4%	-24.4%	-24.4%		
農政施設		那須烏山市	4,436	5,278	5,952	15,666	3,802	
		増減率	-21.1%	-18.8%	-9.5%	-9.2%		
	上下水道施設	那須烏山市	294,513	292,453	311,355	898,311	316,641	
		増減率	-0.7%	-5.5%	-11.5%	-8.5%		
その他施設		那須烏山市	12,287	16,940	20,299	49,526	20,667	温泉施設、消防団舎、診療所、公園など
		増減率	-20.8%	-26.1%	-39.3%	-33.4%		
	小計	那須烏山市	446,498	486,453	518,386	1,451,337	510,348	
		増減率	-0.7%	-5.5%	-11.5%	-8.5%		
△区分3:休止している施設		施設名	7月(件)	8月(件)	9月(件)	合計(件)	備考	備考
休止施設		那須烏山市	64,155	70,318	80,391	214,864	74,397	自然休業日、観光物産センター、休止施設、温泉施設、公園など
	増減率	-2.6%	-9.3%	-13.5%	-10.0%			
	合計	那須烏山市	443,419	459,891	458,925	1,362,235	466,999	
		増減率	-0.7%	-5.5%	-11.5%	-8.5%		
△区分1～区分3までの合計		施設名	7月(件)	8月(件)	9月(件)	合計(件)	備考	備考
総合計		那須烏山市	559,678	624,304	676,456	1,858,438	680,698	
	増減率	-12.7%	-18.5%	-24.7%	-21.9%			

那須烏山市節電対策基本方針

平成 23 年 6 月 23 日
那須烏山市環境課

1 策定の目的

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の影響により、今なお電力供給の不安定な状況が続いている。被災した火力発電所の復旧や緊急設置電源の導入、そして国民や産業界における節電の協力等により、計画停電は「不実施が原則」という所まで電力供給バランスは改善しつつあるが、これから電力需要のピークを迎える夏場においては、深刻な電力不足が懸念される。

更に、原発安全神話の崩壊により、全国各地で原発稼働の見直しを求める動きが活発化するなど、全国的な電力不足が深刻化している状況にある。

このよなごから、政府は、2030 年までに総電力に占める原子力発電の割合を 50%以上とする「エネルギー基本計画」について、いったん白紙に戻し、太陽光や風力などの自然エネルギーと省エネ社会への転換に向か、エネルギー政策全体の見直しが進められている。

また、経済産業省では、電力不足対策の柱となる夏場ピーク時の節電目標を、企業、家庭とも一律 15%程度削減する方針を示した他、東京電力管内では、7 月 1 日～9 月 22 日までの間、工場や企業といった大口の電力需要家に対し電力削減を義務付けるなど、節電強化が推進されようとしている。

こうした動向を受け、本市においては、遅く序舎や公共施設における節電対策を掲げ、節電に取り組んできたところである。しかし、大規模な停電発生による市民生活の混乱や経済活動の停滞といった事態を回避するため、市役所はもちろんのこと、市民や事業者を含めたあらゆる主体が、「自分が節電の主役である」という認識を共有し、それぞれの役割を担いつつこの危機を乗り越えなければならぬ。

このため、一事業者の市としての率先した取組をはじめ、市民や事業者に対する節電意識の啓発や節電への取組に対する支援など、総合的かつ着実な節電対策の推進を図るため、「那須烏山市節電対策基本方針」を定める。

2 取組の基本的方向性

- ・ 地球温暖化対策の一環として、電力需要のピークを迎える今年度夏場を乗り切るため、即効性が見込める「短期的対策」を優先した取組推進を図り、中長期的に新エネルギーの導入・活用に向けた具体的検討を行う。
- ・ 本市も電力の大口需要家であることに鑑み、率先した節電対策を実施する。
- ・ また、市民や事業者には、「自らが節電対策の主役である」ことを理解し、積極的に節電に協力いただけるよう、節電対策に対する支援や啓発活動等をとおし、官民一体となった「オール那須烏山体制」で市の電力需給対策に取り組む。

1

(1) 市民による節電対策

【節電目標】

- ・ 可能な限り、国の電力需給対策で示された **15%削減** の目標達成を目指す。

【取組の方向性】

- ・ 市民が、楽しく節電対策に参加いただけるよう、節電達成者への優遇措置の新設など、市独自の新たな支援策を構築のうえ早期展開を図る。
- ・ 今後実施予定の市民アンケート調査の結果等を十分に踏まえ、節電効果が見込まれる補助制度等の導入・検討を図る。
- ・ エコ住宅改修の普及拡大を図る。

(2) 事業者による節電対策

【節電目標】

- ・ 可能な限り、国の電力需給対策で示された **15%削減** の目標達成を目指す。

【取組の方向性】

- ・ 節電対策をより積極的に推進するため、既存の制度拡充や運用方法の見直しを検討する。
- ・ 節電対策に効果的な商店街街路灯の高効率化を検討する。

(3) 市役所による節電対策

【節電目標】

- ・ 市民や市内企業に対して節電の協力を呼び掛けていく立場から、事業所である市は、率先して政府が示した需要抑制目標を上回る **20%削減** の目標達成を目指す。
- ・ 但し、施設機能や業務形態により、目標の 20%削減が困難な施設においては、他の施設等で補完することにより、市有施設全体としての使用最大電力 20%削減を目指す。

【取組の方向性】

- ・ 市民が利用する公共施設についても節電対策を講ずることから、利用者に対し理解・協力をお願いする。
- ・ 今夏に限らず、翌年度以降も継続できるような取組とともに、契約電力の引き下げ等に努める。
- ・ 職員の意識改革を促すため、節電効果の「見える化」を図り、市民に公表する。

(4) 啓発活動

【取組の方向性】

- ・ 節電対策の必要性、節電方法の紹介、具体的な取組内容、そして支援策等について、市広報紙、ホームページ、待ち合わせテレビデータ放送など、あらゆる情報ツールを活用し、市民に対し周知・啓発を図る。
- ・ 専門知識・経験・ノウハウを有したアドバイザー制度を活用し、積極的節電啓発に努める。
- ・ 小・中学校において、節電教育の実施による啓発活動を図る。

2

3 庁内における取組体制

(1) 市民による節電対策

- ・ 各担当課が主担当として具体的な推進を図る。なお、複数課にまたがる場合は、環境課が総合調整役として関係各課及び関係機関との調整を図る。

(2) 事業者による節電対策

- ・ 各担当課が主担当として具体的な推進を図る。なお、複数課にまたがる場合は、環境課が総合調整役として関係各課及び関係機関との調整を図る。

(3) 市公共施設による節電対策

- ・ 統括課を主担当とし、関係各課及び関係機関並びに県、そして環境課と調整のうえ対策の推進を図る。

(4) その他

- ・ 市政に係る重要事項については、政策調整会議及び府議に付議のうえ決定する。また、必要に応じ、環境審議会の意見を反映する。

4 その他

- ・ 電力需給状況や国における対策の動向等を注視しつつ、更なる対応が必要とされる事態が生じた場合は、本方針の見直しを行い、状況に応じた柔軟な対策を講ずるよう努めるものとする。

3

市有施設における冬季節電対策

1 節電に向けた基本的な考え方

(1) 対象期間

平成 23 年 11 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

(2) 節電目標

- 区分 1 の施設については、努力目標として対前年同月比の **15%削減** を目指す。
- 区分 1～区分 3 までの総合計については、努力目標として対前年同月比の **10%削減** を目指す。

■区分 1：積極的に節電に取り組む施設（烏山町役場・南部須町役場・保健福祉センター・水道庁舎）

■区分 2：園児・児童・生徒、施設利用者の状況を考慮し、可能な範囲で節電に取り組む施設（学校・保育施設・生涯学習施設・観光施設、農政施設・上下水道施設）

■区分 3：東日本大震災において休止している施設

(3) その他

- 節電目標の達成に向けた進捗管理・検証を行うとともに、検証結果に基づき適宜節電対策の見直しを図るものとする。

- 原則として、以下の具体的な取組内容に基づき実施することとするが、状況に応じ柔軟な対応を図るものとする。

2 具体的な取組内容

(1) エアコンの使用制限（環境省提唱の室温 20℃を目標）

(2) ウォームピズの推奨

(3) 照明の消灯・間引き

(4) ノーリーの徹底

(5) 夜間会議のの中止

(6) その他

- ①情報機器等の使用管理

- ②足元ヒーターの利用禁止 等